

「川越市開発許可等の基準に関する条例」等の一部改正（案）に対する意見
公募の結果

1 意見公募手続の概要

- (1) 募集期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月23日（金）
- (2) 募集対象
 - ① 市内に住所を有する方
 - ② 市内の事業所等に勤務する方
 - ③ 市内の学校に在学する方
 - ④ その他この案に関し、利害関係を有する方
- (3) 閲覧場所
 - ① 川越市役所開発指導課、各市民センター、川越駅西口連絡所
 - ② 市ホームページ
- (4) 意見の提出方法
 - ① 直接持参
 - ② 郵送
 - ③ ファクス
 - ④ ホームページからの電子申請

2 意見公募手続の結果

- (1) 意見提出者 1名
- (2) 意見件数 1件

3 意見の概要と市の考え方

いただいた意見と意見に対する本市の考え方は、次のとおりです。

	意見の概要	市の考え方
1	<p>本庁地区の沿道型利用地は市の貴重な財産であり、飲食店、スーパー、服屋、宅配業者等の市民のための店舗を充実させるべきだと考えています。マスターplanの本庁地区には下記記載があるので対象外と考えて良いでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域における幹線道路沿道は、地域生活の利便性向上のための沿道サービス施設を誘導します。 	<p>市街化調整区域における幹線道路沿道のサービス施設につきましては、都市計画法第34条第9号に規定する給油所やドライブイン（コンビニエンスストア・飲食店）を想定しており、同号の審査基準を定めているため、本条例は対象外となります。</p> <p>なお、スーパーや服屋などの商業施設につきましては、川越市都市計画マスターplanにおいて、「市街化区域内における幹線道路沿道は、その立地特性を生かして、周辺環境に配慮しつつ商業系施設等の維持・充実を図ります。」とされていることから、市街化区域内での土地利用を想定しております。</p>